

議案第 2 号

鳥取県教育審議会への諮問について

鳥取県教育審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成 26 年 2 月 4 日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

諮 問（案）

鳥取県教育審議会

下記の事項について諮問します。

平成26年2月4日

鳥取県教育委員会委員長

中 島 諒 人

記

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について

- 1 発達障がいを含めた障がいのある児童・生徒への支援の充実について
- 2 特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実及び環境整備について
- 3 特別支援学校を拠点とした県内学校及び保護者に対する支援の在り方について

諮問理由

本県では、障がいのある児童生徒一人一人の自立に向けた支援の充実のために、平成20年11月に示された鳥取県教育審議会答申「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」に基づき、各生活圏域における教育の充実、特別支援学校におけるセンター的な機能の推進、発達障がいを含めた障がいのある児童生徒への支援の拡充、特別支援教育の普及啓発を基本方針として、平成21年度から本年度まで年次的に計画を立て具体的に施策を実施してきたところである。

近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒が増加する傾向が続いており、本県では、特に発達障がいの診断を受けた児童生徒の数は5年前と比較して倍増している。これらの発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒への教育の充実は喫緊の課題となっている。

また、平成23年8月に障害者基本法が改正され、国及び地方公共団体は、可能な限り障がい者である児童及び生徒が障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な措置を講じなければならないとされたところである。

このような転換期に際し、「障がいを知り共に生きる」を合い言葉に「あいサポート運動」を展開し、また「鳥取県手話言語条例」を全国に先駆けて制定して、共生社会の実現を目指している本県においては、障がいのある子どもたち一人一人の持てる能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会に参加できるよう、特別支援教育を積極的に推進していくことが求められている。

以上のことから、本県における今後の特別支援教育の在り方について、鳥取県教育審議会に諮問するものである。